

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2022

課題番号：16K03402

研究課題名（和文）アメリカ倒産法における裁判所の役割 その史的変遷と現在問題

研究課題名（英文）The Role of the Courts in American Bankruptcy Law: Its Historical Evolution and Current Issues

研究代表者

藤本 利一（Fujimoto, Toshikazu）

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：60273869

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：日本では、法的整理事件の減少に伴い、事業再生における裁判所の役割の意義を問う必要性がある。この問いを考えるうえで、米国の倒産裁判所をに着目することには意義がある。通常裁判所をその起源とするその倒産裁判所は、社会経済の発展に対応しつつ、その地位を確立し、現在その高い専門性により、数多の重要事件を処理している。しかし、事件処理の難易度が上がり、個々の裁判官の個性に大きく依存せざるを得ず、後継者養成の課題に直面している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

連邦裁判所の裁判官とは異なり、倒産裁判所の倒産裁判官には、米国連邦憲法による地位の保障はない。しかし、倒産裁判所は、社会経済に深刻な危機を与える重大事件を処理することで、米国社会を破綻から守り、重要な役割を果たしている。このことを可能とする根拠の1つは、個々の裁判官の高い専門性である。こうした裁判官の専門性の実質とそれを獲得する仕組みは、法的整理事件が減少する我が国において、貴重な示唆となりうる。

研究成果の概要（英文）：In Japan, the number of restructuring-type bankruptcy cases in the courts has been declining, and a review of the significance and functionality of this role has become a pressing issue. In considering this question, it is significant to examine the bankruptcy system in the United States, which has courts that specialize in handling bankruptcy cases. The bankruptcy courts in the U.S., which originated from the ordinary courts, have established themselves in response to socioeconomic development and are now capable of handling a large number of important cases due to their high level of expertise. While they have responded to the recent serious socioeconomic crisis and have made a great social contribution, they are now faced with the challenge of how to train their successors in terms of human resources, as the difficulty of handling cases has become excessive, and they depend heavily on the individual personalities of each judge.

研究分野：民事手続法

キーワード：倒産裁判所 アメリカ法 DIP 破産管財人 倒産裁判官

1. 研究開始当初の背景

山本和彦教授を代表とする民事再生法研究会(申請者を含め研究者16名が参加)が組織され、科研費基盤研究(B)(一般)(2010年度~2012年度)(研究代表:山本研)「民事再生手続の実証的研究にかかわるフィージビリティ調査」(課題番号22330034)による支援のもと、民事再生法制定後10年間の実態を裁判所の事件記録に基づき実証的に分析する研究が行われた。その成果は、山本和彦ほか編(藤本利一は執筆担当者)『民事再生法の実証的研究』(商事法務、2014年)に纏められ、近時公刊された。この研究書は、和議法の改正、民事再生法の立法に貢献した、青山善充編『和議法の実証的研究』(商事法務研究会、1998年)の研究成果を踏まえ、立法的課題とされた論点を視野に入れつつ作成された貴重な研究書である。その成果を踏まえて述べれば、民事再生法の導入により、金融危機は回避され、多くの中小企業が再生し、日本経済はその破綻を免れたと言っても過言ではない。そして、この再生法の実務運用の中心には、司法、すなわち、裁判所といわゆる倒産弁護士が存在した。

しかし、その事件数が近時大幅に減少している。事件数の現象は、それに携わる人々(弁護士だけでなく、裁判官、書記官、法律事務職員等)の数を減らすだけでなく、経験やノウハウを陳腐化させ、場合によっては、それらの喪失をももたらす。もっとも、外国に目を転じてみると、企業の債務整理等について、イギリスなど、裁判所の関与が伝統的に小さい国も存在する(藤本利一「倒産法の世界のこれから」法学セミナー717号26頁-31頁(2014年)参照)。事業再生の中心が司法ないし裁判所であるということが必ずしも自明でないことが分かる。

こうした状況下において、わが国の倒産法の将来を考察するには、倒産手続の担い手について検討することが重要であり、本研究は、とりわけ、事業再生の担い手として裁判所が果たすべき役割を考究する一環として、200年以上にわたり企業再建に取り組んできたアメリカ合衆国における裁判所の役割の史的展開を調査・分析することを企図する。

2. 研究の目的

従来、倒産手続の機関論として、裁判所の役割を正面から論じた研究は、あまり存在しなかったように思われる。この点は、優れた倒産法制を持つ、アメリカ法においてさえそうであった。Melissa Jacoby教授によれば、かかる論点は、現行連邦倒産法において、誰もが気づいていたけれども、公に論じなかった問題であると評される。その意味で、裁判所の関与しない、私的整理の台頭が注目される日本法の現状においてこそ、裁判所の権限と責任を真摯に考えることが必須となるように思われ、本研究はその一翼を担うものとなる。

日本法では、とくに民事再生法では、裁判所による厳格な事件管理が行われ、実務の現場は、それに応えてきた。その結果、民事再生法は、日本の経済危機に対する有効な対策として機能してきたといえる。こうした事件管理のあり方に理論的基礎を与え、より優れた手続の構築を促す必要があり、本研究において行われる比較法的アプローチは、そうした必要性に応える可能性が大いにあると思われる。

和議法や民事再生法の実証的研究においても、再建型手続を利用した債務者企業のその後は、重大な関心を持って注意深く検討された。再建型手続の実効性を高める意味でも、裁判所によるfeasibility(事業遂行可能性)の判断については、十分な理論的考察が行われるべきである。日本法において今後重要となると思われるこれらの論点について、本研究は、その考究の端緒となり、関連する諸問題をあぶり出す嚆矢になるものと考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、倒産手続における裁判所の役割について、比較法的手法を用いつつ、歴史的視点を重視する方法を採用する。そのため、研究期間全般にわたり、アメリカ法と日本法の文献を中心に収集し、これを分析する。その際、とくに、歴史的な文献に注力する。そのため、文献収集に際し、現地アメリカに赴くことも必要となる。19世紀等の文献は現地でなければ入手することが困難であることが多いためである。本研究は、歴史のみではなく、現在問題も取り上げるため、文献調査とともに、現地での倒産法研究者や実務家へのインタビュー調査を重視する。これらを踏まえ、日本において倒産法研究者および実務家を交えた研究会を実施し、そこで得られた知見を加味して、実務系雑誌や大学紀要(阪大法学)等に成果の取り纏めとなる論文を掲載する予定である。

4. 研究成果

【総論的研究】

まず、アメリカ合衆国における倒産裁判所の歴史に関し基本ないし前提となる研究の紹介(単著「アメリカの倒産手続と裁判所 未完の裁判所・裁判官に映るあるべき司法像の変遷」佐藤鉄男=中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』324頁-361頁(民事法研究会、平成29年3月))を中心に、基本文献の収集整理にあたった。この初期の段階では、倒産事件の爆発を契機に、倒産専門の裁判所を平成29年3月に設置した

韓国の司法制度について、ソウル高等法院部長判事のノテアク氏をお招きし、大阪大学中之島センターにて研究会を実施し（平成 29 年 1 月）、その折に、あわせて、倒産事件における電子手続の活用についてもご教示をいただき意見交換を行った。また、私的整理の多数決という問題を通して、Jennifer Payne 教授（Oxford University）および中島弘雅教授（慶應大学）を招聘し、「イギリス法における事業再生手続のこれから」と題するシンポジウムを開催し、イギリスにおける私的整理と法的整理の関係について情報を収集し、検討を加えた。

大阪地裁倒産部の裁判官および大阪弁護士会の倒産弁護士の方々との研究会の成果として、座談会（司会：藤本利一）「民事再生手続の再活性化に向けて（上）・（下）」を雑誌・NBL に発表した。全国倒産処理弁護士ネットワーク第 16 回全国大会「パネルディスカッション 否認における支払不能の意義と機能 適正な私的整理の実現のために」のコメントーターを務め、その成果が雑誌・季刊事業再生と債権管理に掲載された。弁護士（元東京高裁判事）、民間企業代表者、外資系金融機関の執行取締役、倒産弁護士を招へいしミニシンポジウム「事業再生における債権者と債務者の関与の実像～倒産法制の歴史に遡って考察するわが国の事業再生」を大阪大学において開催した。

藤本利一「倒産法と担保法の交錯 イギリスとアメリカの経験」共栄法律事務所編『共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集 法の理論と実務の交錯』（法律文化社、2018 年 10 月）315 頁 -334 頁）を公表した。この論攷は、19 世紀末のイギリスの裁判所が包括担保を肯定する判決を行ったことに対し、20 世紀初頭のアメリカ合衆国の連邦最高裁判所が、包括担保を否定したことによって生じる、その後の両国の変遷を検討したものであり、裁判所のあり方が、英米でかなり異なっていること、またイギリスの裁判所との差異を意識することで、アメリカの裁判所の姿勢が浮き彫りにあることを明らかにしようとしたものである。

また International Symposium on Personal Insolvency Legislation and Business Environment（北京：中国法学会銀行法学研究会主催、中国国際貿易推進委員会、世界銀行、APEC 中国工商理事会共催）において、アメリカ法に由来する日本法の破産免責法理の濫用について研究報告を行った。破産免責の必要性和、その制度の負の側面でもある濫用事例の存在について、制度の沿革を踏まえつつ、倒産裁判所の果たす役割を出発点として論じた。コロナ禍が法的倒産制度に及ぼす影響につき、アメリカ合衆国における著名な政策研究所である、ブルッキングス研究所から公開された論攷を翻訳した（David Skeel / 藤本利一（訳）「法的倒産処理制度と新型コロナウイルス」阪法 70 巻 2 号（2020 年 7 月）147 頁）。David Skeel 教授には、本研究に関連して、意見交換、情報の提供などサポートをいただいているところ、当該原稿では、コロナ禍による倒産裁判所の「医療崩壊」が問題とされ、このことをどのように回避するかが真摯に論じられていた。アメリカの裁判所が、債務者企業の過剰債務の圧縮のために、伝統的に有していた債務免責＝権利変更の権限を巡る、行政機関との相克を検討したものであり、日本の法制度にも大いに参考になるものであった。

【各論的研究】

倒産法上の各論の問題から裁判所の役割を考えるため、以下の研究を行った。まず、法的整理手続における裁判所の役割について、とくに、倒産債権の優先的地位と劣後化の問題を対象に検討を行った。アメリカ連邦倒産法の沿革を踏まえたこの研究は、東京大阪四会倒産法部シンポジウムでの基調講演に活かされ、その成果が NBL1149 号・1150 号に「倒産法における優先的地位と劣後化 債権者平等の意義を踏まえて（上）・（下）」として連載された。また、再生計画策定に関する再生債務者の役割について、裁判所の関与のあり方を踏まえた研究を行い、その成果を全国倒産処理弁護士ネットワーク近畿地区研修会（大阪）での基調講演として発表した。また、この講演は、関西法律特許事務所開設 55 周年記念論集『民事特別法の諸問題第六巻』（第一法規、2020 年 3 月）に「再生計画策定に関わる再生債務者の役割 自主再建スキームの活性化に向けて」として掲載された。さらに、民事再生手続における事業譲渡の理論的正当性について、裁判所の関与の視点から研究を行い、伊藤眞ほか編・多比羅誠弁護士喜寿記念論文集（商事法務、2020 年 1 月）に「いわゆる計画外の事業譲渡の正当性 債権者利益の位置づけを起点に」としてその成果を寄稿した。

相殺権が認められるために必要な「相互性」の要件について、その英米法の沿革を踏まえつつ、Lehman Brothers 事件および Orexigen Therapeutics 事件への適用を検討し、倒産手続における三者間相殺の合意の効力を認めまたは否定することの、倒産法政策上の意味を探索し、倒産裁判所の役割を考究した。このことに際しては、イリノイ大学ローカールのラルフ・ブルーベーカー教授と意見交換を行うなどして、そのご助力を得た。その成果は、藤本利一「三者間相殺の合意（1） 相互性要件に関する理解（誤解）＜翻訳＞」阪大法学 71 巻 1 号 271 頁～300 頁（2021 年 5 月）、藤本利一「三者間相殺の合意（2・完） 契約による相互性と契約による優先権＜翻訳＞」阪大法学 71 巻 2 号 329 頁～363 頁（2021 年 7 月）として公表されている。

こうした研究成果を踏まえ、日本法に関しては、日本民事訴訟法学会支部研究会において、「倒産法における相殺権の規律 近時の重要判例を踏まえて」と題する研究報告を行った（2021 年 6 月）。ここでは、主として、2 つの最新判例、一つは、三者間相殺の可否について判示した、最二小判平成 28・7・8 民集 70 巻 6 号 1611 頁であり、今一つは、請負事案をもとに、「前に生じた原因」（破産法（以下、法令名省略）7 2 条 2 項 2 号）について判断した、最三小判令和 2・9・

8 裁時 1 7 5 1 号 4 頁である。これらを中心として取り上げ、解釈論的検討を加えるとともに、裁判所の役割に関して言及することを試みた。

東京大阪四会倒産法部シンポジウム「事業再生における清算価値保障原則に関連する諸問題～コロナ禍で顕在化した実務的問題を踏まえ～」において、総括コメント「清算価値保障原則の意義と役割」を担当した（2023 年 3 月）。これは、法的整理と私的整理それぞれにおける同原則の適用関係を論じながら、裁判所の役割を考究したものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計31件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 藤本利一	4. 巻 1
2. 論文標題 「社会経済危機に対する倒産手続の役割 米国タカタ事件を契機として」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 本間靖規先生古稀祝賀『手続保障論と現代民事手続法』	6. 最初と最後の頁 953頁～984頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤本利一	4. 巻 884号
2. 論文標題 「倒産法のインセンティブ DIP型会社更生手続を通して」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 銀行法務21	6. 最初と最後の頁 40頁～41頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤本利一	4. 巻 890号
2. 論文標題 「破産手続における事業譲渡の活用」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 銀行法務21	6. 最初と最後の頁 22頁～23頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 ブルーベーカー ラルフ、藤本 利一、Brubaker Ralph、Fujimoto Toshikazu、フジモト トシカズ	4. 巻 71
2. 論文標題 < 翻訳 > 三者間相殺の合意（一）：相殺の相互性要件に関する理解（誤解）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 271～300
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87349	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 ブルーベーカー ラルフ、藤本 利一、Brubaker Ralph、Fujimoto Toshikazu、フジモト トシカズ	4. 巻 71
2. 論文標題 < 翻訳 > 三者間相殺の合意（二・完）：契約による相互性と契約による優先権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 329～363
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87364	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 David Skeel（翻訳）法的倒産処理制度と新型コロナウイルス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 147頁-177頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 863号
2. 論文標題 私的整理における過剰債務の圧縮 特定調停手続の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 銀行法務 2 1	6. 最初と最後の頁 33頁-34頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 1149号
2. 論文標題 「倒産法における優先的地位と劣後化 債権者平等の意義を踏まえて（上）」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 12頁-19頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 1150号
2. 論文標題 「倒産法における優先的地位と劣後化 債権者平等の意義を踏まえて(下)」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 32頁-38頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 -
2. 論文標題 「いわゆる計画外の事業譲渡の正当性 債権者利益の位置づけを起点に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 伊藤眞ほか編『多比羅誠弁護士喜寿記念論文集 倒産手続の課題と期待』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 231頁-250頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 第6巻
2. 論文標題 「再生計画案策定に関わる再生債務者の役割 自主再建スキームの活性化に向けて」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西法律特許事務所開設55周年記念論集『民事特別法の諸問題第六巻』(第一法規)	6. 最初と最後の頁 375頁-409頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 HJ100043
2. 論文標題 「物上保証人による破産手続開始後の一部弁済がなされた後、手続開始時現存額を基準とした予想配当額が原債権額総額を超過する場合の処理(平成29年9月12日第三小法廷決定民集71巻7号1073頁)」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一ほか	4. 巻 769号
2. 論文標題 倒産法と事業再生 倒産法の歴史と実例から考察するわが国の事業再生(上)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 41-60
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一ほか	4. 巻 770号
2. 論文標題 倒産法と事業再生 実務・法学からみた事業再生(下・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 53-62
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 no.57
2. 論文標題 「小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たり無異議債権の存否等を考慮することの可否(積極)(最高裁平成二九年一月九日決定 確定(平成二九年(許)一九号、再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件)裁判所時報一六九一号二頁等)」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『私法判例リマークス2018(下)』	6. 最初と最後の頁 136-139
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 68巻1号
2. 論文標題 牽連破産手続における優先的財団債権該当性について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 23-36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 67巻1号
2. 論文標題 事業再生に対する裁判所の機能強化と専門性の獲得 あるべき倒産処理プレイヤーとして	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 171頁-175頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一 (司会)	4. 巻 1109号
2. 論文標題 座談会：民事再生手続の再活性化に向けて (上)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 27頁-35頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一 (司会)	4. 巻 1110号
2. 論文標題 座談会：民事再生手続の再活性化に向けて (下)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 50頁-57頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 -
2. 論文標題 倒産法における債権者平等原則の意義 - アメリカ法の沿革を手掛かりに	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 木内道祥先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『家族と倒産の未来を拓く』	6. 最初と最後の頁 611頁-640頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 157号
2. 論文標題 特集 イギリスの事業再生スキームの過去・現在・未来	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 64頁-93頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松下淳一 (司会)、倉部真由美、近藤隆司、藤本 利一	4. 巻 64号
2. 論文標題 シンポジウム「倒産法と優先順位」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民訴雑誌	6. 最初と最後の頁 77頁-140頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 160号
2. 論文標題 「全国倒産処理弁護士ネットワーク第16回全国大会(岡山) パネルディスカッション 否認における支払不能の意義と機能 適正な私的整理の実現のために 」コメント	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 41頁-43頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 -
2. 論文標題 アメリカの倒産手続と裁判所 未完の裁判所・裁判官に映るあるべき司法像の変遷	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佐藤鉄男 = 中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』(民法研究会)	6. 最初と最後の頁 324頁-361頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 803号
2. 論文標題 中小企業再生における経営者の資産保護	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 銀行法務21	6. 最初と最後の頁 42頁-43頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 802号
2. 論文標題 中小企業再生における商取引債権の保護	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 銀行法務21	6. 最初と最後の頁 38頁-39頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 -
2. 論文標題 解題 本書を読み解く補助線 第4章 倒産処理のグローバル化を見据えて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佐藤鉄男 = 中西正編著 『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』 (民法研究会)	6. 最初と最後の頁 10頁-14頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本 利一	4. 巻 -
2. 論文標題 『債権者一般の利益』概念の意義とその機能	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佐藤鉄男 = 中西正編著 『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』 (民法研究会)	6. 最初と最後の頁 212頁-249頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 藤本利一
2. 発表標題 倒産法における相殺権の規律 近時の重要判例を踏まえて
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会関西支部
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 倒産法における相殺権の規律 近時の重要判例を踏まえて
3. 学会等名 大阪弁護士会司法委員会「倒産法実務研究会」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 シンポジウム・基調講演「倒産法における優先的地位と劣後化 債権者平等の意義を踏まえて」
3. 学会等名 東京大阪四会倒産法部
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 全国倒産処理弁護士ネットワーク第12回研修会・基調講演「再生計画案策定に関わる再生債務者の役割」
3. 学会等名 全国倒産処理弁護士ネットワーク近畿地区研修会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Toshikazu Fujimoto
2. 発表標題 Preventing the Abuse of the Bankruptcy Discharge System: Countermeasures in Japanese Law
3. 学会等名 International Symposium on Personal Insolvency Legislation and Business Environment (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 シンポジウム「倒産法と優先順位： 相殺期待の合理性について」
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 相殺期待の合理性について
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会関西支部
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤本 利一
2. 発表標題 相殺期待の合理性について
3. 学会等名 東京大学民事訴訟法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 倒産裁判所研究会「韓国倒産制度の現状について」	開催年 2017年～2017年
国際研究集会 倒産担保法研究会「イギリス法における事業再生手続のこれから」	開催年 2017年～2017年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------